

令和2年度 保育所保育料について

R1. 11. 15 時点

保育所（園）の運営に必要な経費は、国・県・市及び保護者が負担することになっております。保護者の皆様にご負担いただきます保育料につきましては、裏面の保育所保育料表のとおりですので、ご理解いただきますようお願いいたします。

従来からのひとり親支援

・所得割額が 77,100 円以下であれば、第 2 子以降は無料になります。

1 保育料の金額

- (1) 保育料の金額は、児童の父母の平成 30 年中の収入に応じた税額（令和元年度分市町村民税額）によって決まります。
なお、住民税の寄付金控除（ふるさと納税等）、外国税額控除、配当控除及び住宅借入金等特別控除は適用されません。
- (2) 同居している祖父母等がその児童を国民健康保険・社会保険の扶養対象としている場合その祖父母等の税額を含めて決定します。
- (3) 税額が不明（他市からの転入による）又は未申告の場合は最高階層の保育料を賦課します。ただし、課税証明書等の提出により税額が確認できれば保育料を再計算します。課税証明書等の提出が必要な方には、松江市からご連絡いたします。

2 保育料の年齢区分について

保育料の年齢区分（3 歳未満児、3 歳以上児の判断）は、令和 2 年 4 月 1 日時点における満年齢を適用し決定します。

3 保育料の変更について

修正申告や転居・婚姻・離婚等により世帯の状況に変更があった場合には、**速やかに子育て支援課に連絡してください**。この結果、保育料が変更になる場合があります。

4 幼児教育・保育の無償化について

- ・3 歳児クラスから（市町村民税非課税世帯については 0 歳児クラスから）の保育料が令和元年 10 月から無償化されます。
- ・延長保育料などの特別保育に係る費用、教材費、行事参加費、給食費などは、無償化後も引き続き保護者負担となります。

お問い合わせ先 子育て支援課 保育幼稚園係 ☎ 55-5312・55-5313